

第 4 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

臨時会会議録

平成20年7月16日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第4回 高知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
広域連合長の提案理由説明	5
第1号議案の上程	6
事務局長の議案概要説明	7
第1号議案の質疑、討論、採決	7
第2号議案の上程	10
事務局長の議案概要説明	10
第2号議案の質疑、討論、採決	11
緊急を要する事件の認定について、提出者の説明、採決	12
広域連合長の閉会あいさつ	14
閉会の宣告	14
資 料	
議案の送付について	15
議決一覧	16

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成20年7月高知県後期高齢者医療広域連合議会第4回臨時会を次のとおり招集する。

平成20年7月9日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成20年7月16日
午後2時
- 2 場 所 高知市丸ノ内二丁目1-10
高知県教育会館高知城ホール
4階 多目的ホール
- 3 付議事件
 - (1) 平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
 - (2) 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案

議 員 席 次

- | | | | | | |
|------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 澤田五十六 君 | 2 番 | 今西 芳彦 君 | 3 番 | 上治 堂司 君 |
| 4 番 | 岡崎洋一郎 君 | 5 番 | 中澤 愛水 君 | 6 番 | 仲田 強 君 |
| 7 番 | 和田 賢二 君 | 8 番 | 大石 哲雄 君 | 9 番 | 松本 正 君 |
| 10 番 | 有澤 明男 君 | | | | |

議 事 日 程

平成20年 7 月16日 午後 2 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提出議案の提案理由説明
- 第 4 第 1 号議案 平成 20 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 5 第 2 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案

出席議員

2番	今西	芳彦	君	3番	上治	堂司	君	4番	岡崎	洋一郎	君
5番	中澤	愛水	君	6番	仲田	強	君	7番	和田	賢二	君
8番	大石	哲雄	君	9番	松本	正	君	10番	有澤	明男	君

欠席議員

1番 澤田五十六 君

説明のために出席した者

広域連合長	岡崎	誠也	君
副広域連合長	明神	健夫	君
代表監査委員	吉本	雅史	君
会計管理者	西川	淳一	君
事務局長	清田	浩嗣	君

議会事務局職員出席者

事務局次長	瀧	祐藏	君			
書記	中島	行雄	君	岡村	忠志	君
	山本	和佳	君	開澤	淳介	君

広域連合事務局職員出席者

課長補佐	西岡	佐智子	君
主査	宇都宮	朋彦	君

◎開会の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） ただいまより、平成 20 年高知県後期高齢者医療広域連合議会第 4 回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

午後 2 時 開会

◎欠席議員の報告

○議長（岡崎洋一郎君） その前に、澤田五十六議員から本日欠席の届出がありましたので、合わせて御報告をいたしておきます。

◎議事日程の報告

○議長（岡崎洋一郎君） これからの議事は、今、お手元に配布しております議事日程によりまして進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。御異議ないものと認めます。よって、これからの議事は、これによって進めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡崎洋一郎君） これより、日程に入らせていただきます。まず、日程の第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、会議規則第 89 条の規定により、議長が指名いたします。会議録署名議員は、5 番、中澤愛水議員、7 番、和田賢二議員のお二人にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（岡崎洋一郎君） 次に、日程の第 2、会期の決定につきまして、会議規則第 4 条の規定によりお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 7 月 16 日の 1 日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。御異議ないものと認めます。本日 1 日と決定をいたしました。

◎広域連合長の提案理由説明

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、これより日程の第3、提出議案の提案理由説明に入ります。広域連合長から提案理由の説明を求めます。

[広域連合長挙手]

○議長（岡崎洋一郎君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、御多用中のところ、第4回高知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、はじめに、平成20年4月から施行されました後期高齢者医療制度の現在に至るまでの状況等につきまして御報告申し上げます。

当制度につきましては、制度開始時点から全国各地で様々な混乱が生じ、連日、保険料の徴収や賦課の誤りなどのトラブル事例の報道がなされましたが、本県におきましても一部の市町村で、本年4月に支給されました年金からの保険料の徴収事務で、対象外の方々から保険料を徴収するなどの誤りが発生し、御迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思っております。

また、制度に対する多くの御意見や苦情等が連日寄せられることとなり、広域連合及び各市町村の担当窓口では、その対応に追われる状況となりましたが、この要因としては、実質的な制度スタートの準備期間が短かったことから、制度の周知が不十分となってしまったことに起因する部分が大きいと考えます。

一方、こうした制度の施行後の混乱する状況等を踏まえまして、政府・与党におかれましては、去る6月12日に保険料の軽減を初めとします高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減対策等が決定されております。

この見直しでは、制度の円滑な運営を図るために、高齢者の方々のおかれておられます状況に十分配慮し、所得の低い方々への更なる負担軽減が図られますとともに、保険料の徴収方法を一部見直すことにより、制度の定着を図ることを目的とされています。

具体的な内容につきましては、保険料の軽減対策、保険料の徴収における普通徴収の拡大などの7項目から構成されておまして、合わせて今後さらに検討すべき4項目が付記されております。

まず、平成20年度の保険料の軽減対策につきましては、21年度までの経過措置といたしまして、保険料の被保険者均等割額が7割軽減の世帯に該当する方を一律8.5割に軽減すること、保険料の算定に用います基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額を50%軽減することとしており、この軽減に要します財源につきましては、全額を国におきまして措置することとされており、実施に当たりましては、各広域連合の条例改正で対応することとされたところであります。

これらの保険料の軽減対策の実施によりまして、本県での保険料賦課額につきましては、単身の方で均等割の7割軽減の世帯におきましては、全市町村で従前の国民健康保険の保険料額より低額となり、また、所得割の軽減対象となる世帯におきましても、単身及び御夫婦の世帯ともに大多数の市町村で国民健康保険の保険料額より低くなるものと推計されています。

平成21年度以降につきましては、保険料の軽減対策では、現行の均等割額が7割軽減世帯のうち、当制度の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の各種所得がない世帯につきましては、新たに9割の軽減とするなどの見直し方針が取りまとめられております。

いずれにいたしましても、今回改めて見直しされることとなりました制度内容の周知につきましては、極めて短い期間内での対応となりますが、被保険者の皆様方に対しまして再び混乱が生じることのないよう、チラシ等を作成し、個々の被保険者の方々に送付いたしますとともに、各市町村の広報紙や新聞等を活用するなど、可能な限り遺漏のない対応をとってまいりますのでよろしくお願いいたします。

以下、議案について御説明を申し上げます。

今回提案いたします議案は、予算議案1件、条例議案1件です。

はじめに、予算議案につきまして申し上げます。

第1号議案の平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、申し上げましたように、本年6月12日に政府・与党において決定されました特別対策に関連した歳入歳出につきまして、新たな保険料軽減に伴います市町村及び国からの支出金等を補正するもので、補正後の予算規模は当初予算比で5,326万5千円増の1,061億8,571万2千円となっております。

次に、条例議案について申し上げます。

第2号議案の高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、第1号議案でも御説明いたしました特別対策によります平成20年度の経過的措置としての保険料軽減につきまして、当広域連合の規定する条例附則を改正するものです。

以上、提案いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、適切な御決定をお願いいたします。

◎第1号議案の上程

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございます。続きまして、日程第4、第1号議案平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（岡崎洋一郎君） では、議案の概要につきまして、事務局長に説明を求めます。事務局長は、着席したままで、説明をお願いいたします。

○事務局長（清田浩嗣君） それでは、第1号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明いたします。

お手元の議案及び説明書の1ページをお開きください。

今回の補正予算は、6月12日に政府・与党協議会において決定された高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等の特別対策に対応するために必要な額を補正するものですが、第1条のとおり歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,326万5千円を追加し、総額は1,061億8,571万2千円でございます。

7ページをお開きください。まず、歳入ですが、1款、市町村支出金、1項、市町村負担金、2目、保険料負担金は、平成20年度の経過的な軽減対策としまして、7割軽減世帯を一律8.5割軽減とするとともに所得割を負担する方のうち、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、一律50%軽減とすることになりますので、保険料軽減分としまして5億1,160万4千円を減額しております。

8ページをお開きください。2款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、調整交付金は、今回の特別対策に係る費用が全額特別調整交付金で補助されますことから5億6,486万9千円を計上しております。先程御説明いたしました保険料減額分との差額5,326万5千円を歳入の合計といたしまして増額しております。

9ページを御覧ください。

次に歳出ですが、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、特別対策に係る広報や健康増進の取組を行うために5,326万5千円を計上しております。11節の需用費は、広域連合で広報のためにリーフレット等を作成する費用としまして312万円、12節の役務費は、新聞への広告掲載などの費用としまして255万円を計上しております。また、19節、負担金、補助及び交付金は、市町村で行う広報活動に伴う郵送料や、相談体制の強化として端末機器の増設などに要する経費、長寿・健康増進事業に要する費用としまして、合わせて4,759万5千円を計上しております。

10ページをお開きください。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、療養給付費は、保険料軽減分とそれを補填する特別調整交付金との間で財源の振替をしております。

歳出の合計としましては、5,326万5千円を増額しております。以上でございます。

◎第1号議案の質疑、討論、採決

○議長（岡崎洋一郎君） それでは、これより質疑を行います。ただいまの説明に

対して質疑はございませんか。

[和田賢二君挙手]

○議長（岡崎洋一郎君） はい、和田議員。

○和田賢二君 今回の特別対策であります、その財源措置についてお伺いしたいと思えます。

特別調整交付金ということで手当てをするということは理解をしましたが、そこで、調整交付金には、いわゆる普通調整交付金と言って、広域連合間の財政力の不均衡を調整するための交付金ということと、今回のように、画一的な測定方法によって措置できない特別の事情ということで、括弧災害等というようなことで考慮して交付する交付金ということになっているのですけれども、これまでのいただいた資料で見ると、調整交付金の中に普通と特別があるということはもちろんわかるのですが、今回のこの新たな軽減措置で、県の財源の調整というのは、先程説明のあったとおりであります、国の方全体を聞きますと、560数億円という額だとお聞きをしておるのですが、その特別対策でそれだけ国としての支出が必要になったのだと思うのですが、その元の財源はどういうふうになっているのか、勉強不足でありますので教えていただきたいということと、それから今一つは、今回の7割軽減の方が全て8割5分軽減になって、それは平成20年度に限ってということとありますが、来年21年度からは、おそらくこれがいわゆる9割軽減から7割軽減にまた逆戻りする方がおいでだと思うのでありますが、高知県において、どのような人数的にどういうふうになっているのか、現時点で分かる数字、それから全国的にはどういうふうになるのかについて質疑をお願いいたします。

○議長（岡崎洋一郎君） 財源措置、調整交付金の内容、それから国の財源のどこから出たかということの説明、それと合わせて9割から7割へ逆転になるということに対する質問だと思います。

連合長、事務局長どうぞ。

○事務局長（清田浩嗣君） まず、特別調整交付金の財源という御質問をいただきました。基本的に今回の特別対策につきましては、国が補正予算を組んでおりませんので、これまで予算化されております後期高齢者医療の予算の中の調整交付金、これから今回は支出するということになってまいります。したがって、制度上調整交付金といたしまして、療養給付費の12分の1という枠が決められております。その中から、今回特別調整交付金として、先程数値もございました560億円を先にそちらの方に支出するということになりますので、いわゆる普通調整交付金の方がその分減少いたしまして、所得格差の調整機能が弱まる可能性はご

ございます。国の方といたしましては、今後の補正予算対応をしまいでいるということでございまして、2月の補正予算で対応する、保険料には影響しないようにするというふうなお答えをいただいておりますが、私どもといたしましては、県、知事会、あるいは市長会、町村会と連携しながら、このような補填が十分なされるように要望してまいりたいと思っております。

それから2つ目の御質問でございます。9割から7割にまた来年度戻る方の人数ということでございます。

まず、本年度8割5分の方、いわゆる7割軽減の方がどれくらいいるかと申し上げますと、およそ78,000人程いらっしゃいます。そのうち、全国的に申し上げますと、7割軽減の方が470万人、9割軽減になる方が270万人と言われております。その割合で本県の場合も推移すると考えますと、先程の数字からおおよそ9割軽減になる方は、この比率で申しますと51,000人程度になるのではないかと考えております。

失礼しました。すみません。数値をちょっと間違えたかもしれませんので、もう一度申し上げます。

本年度8.5割、いわゆる7割軽減になっておる方が全国的には470万人、21年度に均等割が9割軽減になる方が270万人でございます。その比率で高知県の被保険者数の割合が推移するといたしますと、およそ51,000人程度の方が9割軽減になるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（岡崎洋一郎君） 和田議員、よろしゅうございますか。

〔和田賢二君挙手〕

○議長（岡崎洋一郎君） はい、どうぞ。

○和田賢二君 議案説明の時にいただいたこの資料の最後のページに7割軽減から8.5割軽減になる方が51,783人いるということになっておるのですが、そっくり9割で残るということですか。

○議長（岡崎洋一郎君） 事務局長。

○事務局長（清田浩嗣君） すみません。先程数字を間違えて申し上げました。申し訳ございません。7割軽減の方が、元々は本年度51,783名いらっしゃいますので、先程の数値で割りますと、およそ3万数千人という数字になろうかと考えております。

すみません。大変失礼いたしました。先程の国が470万人から270万人いわゆる9割軽減になる方の数でございますが、私どもの被保険者数、20年度7割軽減の方が51,783人、その数値から算定いたしますと、およそ3万人弱の方が9割軽

減になるというふうに考えております。以上でございます。

- 議長（岡崎洋一郎君） 他にこれまでの説明に対して、御質問等ございませんか。
他にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） それでは、質疑はないようでございますから、これで終了いたします。続きまして、第1号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 討論もないようでございますから、討論は終了いたします。これより、第1号議案平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。第1号議案について、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、第1号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第2号議案の上程

- 議長（岡崎洋一郎君） 続きまして、日程の第5、第2号議案高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案を議題といたします。これも、書記の朗読は省略をさせていただきます。

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（岡崎洋一郎君） では、議案の概要につきまして、事務局長から説明をお願いします。

- 事務局長（清田浩嗣君） それでは第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

議案及び説明書の11ページをお開きください。今回の条例改正は、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等の特別対策のうち、平成20年度における経過

的な軽減措置について附則を3条追加するものです。附則第6条につきましては、今回追加された3条を保険料の算定に反映させるため、所要の改正を行っております。

まず、附則第9条は、所得の少ない方に係る所得割額の減額の特例について定めております。保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者、年金収入のみの方であれば、年金収入が年額211万円以下の方が該当いたしますが、このような被保険者の方に対しまして賦課する所得割額を2分の1減額し、1円未満の端数は切り捨てることとしております。

続きまして、附則第10条は、所得の少ない方に係る被保険者均等割額の減額の特例について定めております。被保険者均等割額の7割軽減に該当する被保険者の方の均等割額は、6分の1を乗じて100円未満の端数を切り捨てた後に3を乗じて得た額とすることとしております。結果といたしまして、7割軽減に該当する方の保険料は半分になりますので、8.5割の軽減ということになります。

続きまして、附則第11条は、所得の少ない方に係る保険料の賦課額の特例について定めております。被保険者均等割額の7割軽減に該当する被保険者の保険料について、附則第9条と附則第10条の方法により算定した額から特別徴収する際の1回当たりの支払保険料額に3を乗じて得た額を控除して差額が500円未満であればこれを免除することとしております。これは、7割軽減に該当する方で、4月より年金から保険料を天引きされている場合、4、6、8月に新たな軽減後の保険料をほぼ全額をお支払いいただくこととなりますので、端数を免除いたしまして10月以降の保険料が生じないようにいたします。それで、特別徴収を中止するものでございます。また、普通徴収の方につきましても、公平性の観点から同様の調整を行おうとするものでございます。以上でございます。

◎第2号議案の質疑、討論、採決

- 議長（岡崎洋一郎君） それでは、ただいまの説明に対しての質疑を行います。何か質疑はございませんか。
ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） それでは質疑もないようでございますので、これにて質疑は終了をいたします。続きまして、第2号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（岡崎洋一郎君） 討論もございませんので、討論は終結をいたします。こ

れより、第2号議案高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。第2号議案について、原案のとおり可決することについて賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（岡崎洋一郎君） 挙手全員であります。よって、この2号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

午後2時29分

◎休憩の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） ここで暫時、休憩をいたします。

午後2時31分

◎再開の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） 休憩中に資料の配布をさせていただいたと思いますが、お手元にお渡りいたしましたでしょうか。

それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

◎緊急を要する事件の認定について、提出者の説明、採決

○議長（岡崎洋一郎君） 和田賢二議員及び大石哲雄議員から、上程を予定をする後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書議案が提出をされております。お手元に配布したとおりであります。

地方自治法第102条第3項、第4項及び第5項の規定により、臨時会においては、招集の目的とされる事件であってあらかじめ告示をされた事件と、緊急を要する事件を審議することとされております。そのため、この意見書議案を日程に追加をし、議題とするには、過半数の賛成が必要であり、緊急を要する事件と認定をしなければなりません。

それでは、緊急を要する理由について、提案者であります和田議員に説明の機会を与えたいと思います。和田議員、説明をお願いします。

○和田賢二君 はい、7番和田でございます。ただいまの議長の指示に従いまして、予定議案の緊急を要する理由について申し上げます。後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書議案ということで、大石哲雄議員の賛成を得て、会議規則に基づきまして、事務局の方に議長あて提出をさせていただいたところでございます。

御承知のように、この4月に実施、施行されてまいっております後期高齢者医療制度は、制度の発足以前から色々な問題等も指摘をされてきておりまして、被扶養者等の軽減措置もされてきたところではありますが、なお実施後におきまして

も全国的な大きな不安や不満、大きな怒りが爆発をしてきているところでありまして、当然のことながら国会におきましても賛否両論、議論百出てきたところでもあります。マスコミ等においても、大きな関心をもって報道されてきておりますし、いまだにまだ全国的な議論の中で世論は二分されているところであると考えております。現在、御承知のように、この後期高齢者医療制度は参議院におきまして、野党四党の案が参議院では議決されているところでありまして、現在は衆議院に送付され、継続審議となっております。おそらく8月と言われておりますが、臨時国会招集によりまして、この制度の廃止法案が衆議院段階で議決に及ぶものと考えております。したがって、まさに我々高知県後期高齢者医療広域連合の議員といたしましては、この全国的な関心もあり、世論も二分している、またもちろんのこと県民の中でも意見の二分されておるこの制度について、世論の動向を無視して進むことはできないと考えております。

そこで、この先程も議論になったところではありますが、後期高齢者医療制度の見直し案が提案をされた後におきましても、世論調査等を見てみますと、具体的には、野党の廃止法案について賛成というのは、6月12日の毎日新聞でありますけれども、賛成が56%、反対が30%、それから野党の廃止法案と与党の見直し、どちらを評価するかというのでは、野党の方を評価するというのが49%、与党を評価するというのが30%という世論の結果も出ているところでもあります。

また、最近の全国的なことといたしましては、県議会レベルで岩手県の県議会がこの廃止法案を可決しておりますし、また直近のニュースでは沖縄県議会も、そのような方向であるというふうに聞いておりますし、この高知県の地方議会におきましても、高知市、あるいはまた四万十市、奈半利町においてもこの廃止の決議がされたところでもあります。

したがって、この国会における衆議院の議決に向けての、まさに今の時期こそ、緊急を要する時期だというふうに考えております。至急事件であると考えておりますので、議員の皆さんの賛同を得て、まずは議題としてこの我々に課せられた議員としての使命、権能をこの場で果たしていただくように、議題として取り上げていただくように、議長においてお取り計らいをお願いいたしまして、説明いたします。

- 議長（岡崎洋一郎君） ただいま、和田議員の方から提出をされております意見書議案、これにつきましての提案理由の説明をいただきました。それでは、これより後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書議案を緊急を要する事件と定め、日程に追加して議題とすることについて採決をさせていただきます。議題とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

- 議長（岡崎洋一郎君） 挙手少数であります。よって、この意見書議案を、緊急

を要する事件と認める件は、本議会において否決をされました。

◎広域連合長の閉会あいさつ

○議長（岡崎洋一郎君） 以上をもちまして、本日の本臨時会の議事はすべて終了をいたしました。

広域連合長からごあいさつをいたします。

[広域連合長挙手]

○議長（岡崎洋一郎君） 広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日は、御多用の中お集まりいただき御審議を賜りまして、全議案につきまして、御決定をいただき感謝申し上げます。

本日御審議をいただきました各議案につきましては、本年4月から始まりました後期高齢者医療制度の施行後におきまして、新たに保険料軽減の対策がとられることとなったことに関連した議案でございます。この度の軽減対策を初めとします制度の見直しにつきましては、被保険者の方々を初めとします住民の皆様方に対しまして、改めまして周知が必要となりますことから、各市町村との一層の連携のもと、時宜を逸することのない広報等に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

議員の皆様方におかれましても、今後ともの御指導と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

結びになりますが、大変暑い季節となりますので、議員の皆様方には御健康に留意されまして、益々の御活躍を御祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（岡崎洋一郎君） ありがとうございました。議事運営に大変御協力を賜りありがとうございました。今後も、執行部とも十分な話し合い、勉強もしながら皆様方と協力をして、御期待に沿えるような議会運営に努めてまいりたいと存じます。

これをもちまして、平成20年高知県後期高齢者医療広域連合議会第4回臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後2時41分 閉会

資 料

20 高後広第 2 4 1 号
平成 20 年 7 月 9 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 岡崎 洋一郎 様

高知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 岡崎 誠也

印

議案の送付について

平成 20 年 7 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 4 回臨時会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第 1 号議案 平成 20 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 2 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案

平成 20 年 7 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 4 回臨時会 議決一覧

議案番号等	件 名	議決年月日	議決内容
第 1 号議案	平成 20 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	平成 20 年 7 月 16 日	原案可決
第 2 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例議案	平成 20 年 7 月 16 日	原案可決

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員